災害救助法に基づく応急修理

事前準備（相談）

申請書等提出（受付）

審査

工事の依頼

相談受付窓口　加賀市建設部建築課

被災者

①住宅の応急修理申込書（様式第1号）の入手、提出

提出期限　令和８年９月３０日

施工業者

修理見積書の入手

修理内容の説明

※住まいの再建相談受付窓口では、ご希望に応じて協会が施工業者を手配します。
電話番号　０１２０－１２３－６８８

【提出書類】工事開始前までに

①り災証明書の写し　判定：準半壊以上
②施工前の被害状況が分かる写真
③修理見積書（様式第３号）
④資力に関する申出書

写真、修理見積書の審査
※災害救助法対象分と個人対象分に整理
必要に応じて現地調査の実施

被災者

被災者へ工事実施の連絡（様式第５号）

施工業者

①「修理依頼書」を発行（様式第４号）
②「請書」を聴収（様式第６号）

工事契約（被災者負担分）

被災者に連絡の上、工事を実施

施工業者による工事の実施

完了検査

支払い

加賀市建設部建築課

施工業者

「工事完了報告書」を提出（様式第７号）
（工事施工前、施工中、施工後の写真等を添付）

修理費用の確定

請求書の提出

請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する